

新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金 Q & A

令和5年6月20日

| No | 区分 | 事業名 | 質問 | 回答 | |
|----|------|----------------------------------|--|---|----|
| 1 | 手続き | 共通 | 設備整備（購入）は、交付決定後に行わなければならないか。 | 補助対象期間内であれば、交付決定前に整備（購入）した場合も対象となります。ただし、交付申請の審査において補助金の対象外となる場合や、予算に限りがあるため調整させていただく場合があります。 | |
| 2 | 手続き | 共通 | 概算払を受けることは可能か。 | 可能です。交付決定後、別途指定する日までに請求書をご提出ください。 なお、実績報告の際、概算払額と実績報告額に差額が生じた場合は、返還いただきます。 | |
| 3 | 手続き | 共通 | 実績報告は、いつ行えばよいか。 | 実績報告は、交付要綱上、整備後1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日です。 | |
| 4 | 手続き | 共通 | 実績報告書を提出し、補助金の交付を受けた後、必要な手続きがあるか。 | 補助を受けた医療機関は、補助金交付要綱で定める「消費税仕入控除報告」を消費税の確定申告後、速やかに提出することとなっています。 おって、提出時期になりましたらご案内いたしますので、ご準備をお願いします。 | |
| 5 | 手続き | 共通 | 購入した設備は、使用後、廃棄処分したり、他の目的に利用してもよいか。 | 購入した設備の廃棄処分や目的外使用は、一定の期間、知事の承認が必要とされるなど、その処分に制限が設けられています。 また、補助金の返還を命じられる場合がありますのでご注意ください。 | |
| 6 | 補助金額 | 共通 | 基準額が交付されるのか。 | 基準額はあくまで上限額となります。真に必要な経費を算出いただいた上で、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。 なお、基準額（上限額）を超える部分については、申請者の自己負担となります。 | |
| 7 | 補助金額 | 共通 | 基準額の「知事が認める額」とは。 | 上限額はありますが、その設備整備に必要とされ、見積書等の資料から審査し、必要と判断される額です。 | |
| 8 | 補助金額 | 共通 | 基準額（上限額）は税込の金額か。 | 税込の金額です。 申請額も税込金額で申請してください。 | |
| 9 | 補助対象 | 共通 | 設備整備の対象期間は。 | 令和5年4月1日～令和5年9月30日が補助対象期間です。 令和5年9月30日までに納品が間に合わなかった設備等については、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。 | 修正 |
| 10 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 簡易診察室などの「付帯する備品」のみを申請することができるか | 「付帯する備品」のみを申請することはできません。 補助対象設備と一体的に整備する場合は対象となります。 | |
| 11 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 簡易病室・簡易診察室（テント、プレハブ等）の撤去費用は対象になるか。また、リース料はいつまで対象になるか。 | 原状回復にかかる費用は対象となります。ただし、9月末までの経費が対象です。 リース料は、9月30日までが対象になりますので、ご注意ください。 | 修正 |
| 12 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 個人防護具の対象品目は。 | 補助対象となるのは、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。 消毒薬は個人防護具には含まれません。 | |
| 13 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 個人防護具の基準額（上限額）の算出はどのように考えればよいか。（「1人3,600円」の人数とは） | 補助対象期間内の診療予定日において、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の診療・検査に従事するスタッフの延べ人数で考えて計算してください。 例えば、医師等合計2人に対応する場合、1日2人に診療予定日数をかけ、延べ従事予定人数を積算してください。（2人×100日（診療予定日数）×3,600円＝720,000円） ※ただし、計算された基準額はあくまで上限額ですので、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。 | |
| 14 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 個人防護具はセットで調達する必要があるか。 | セットで調達する必要はありません。上記No.12に該当する必要品を調達ください。 なお、補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。 | |
| 15 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 建設や施設の改修工事等は、補助対象にならないか。 | 建設や施設の改修工事、建物の恒久的な資産価値を増加させる工事等は補助対象となりません。 ただし、補助対象となる設備を購入し、その設備を設置するための工事は、上限額の範囲内で設備整備費に含めて補助対象となります。たとえば、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、診察室への設置工事を要する場合、設備購入費に設置工事費を加えて、1施設あたり905,000円の範囲内で補助申請できます。 | |
| 16 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 新型コロナウイルス感染症患者を必ず受け入れを行う必要があるか。また、受け入れ実績の期間は。 | 「入院医療機関」においては、令和3年度から交付申請日までに1回でも“新型コロナウイルス感染症患者”を受け入れを行っていただければ補助対象となります。 「外来対応医療機関」、「救急・周産期・小児医療」においては、令和3年度から交付申請日までに1回でも“新型コロナウイルス感染症患者”又は“新型コロナウイルス感染疑い患者”の受け入れを行っていただければ、補助対象となります。 ※疑い患者とは・・・発熱や咳等の症状を有している者のうち、PCR検査・抗原検査キットによる検査を行った者 | 追加 |
| 17 | 補助対象 | ・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等 | 新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者を診察した実績がわかる書類は、どういったものか。 | 診療報酬明細書（該当者1名分）を提出してください。（検査を行ったことがわかる項目） 提出する際は、個人情報の項目は、黒塗りをしてください。 なお、「入院医療機関」においては、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行うことも補助要件ですので、G-MIS入力を行うようお願いいたします。 | 追加 |
| 18 | 補助対象 | ・外来対応医療機関 確保事業 | 外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受けていれば、申請を行っていいか。 | 令和5年3月10日以降に外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受ければ、補助対象となります。 | 追加 |
| 19 | 補助対象 | ・外来対応医療機関 確保事業 | 新型コロナウイルス感染症患者を必ず受け入れをする必要があるか。 | 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れは補助要件ではありませんが、少なくとも令和5年度中は、外来対応医療機関の指定を受ける医療機関が補助対象となります。 | 追加 |
| 20 | 補助対象 | ・外来対応医療機関 ・外来対応医療機関 確保事業 | 外来対応医療機関確保事業で補助申請を行い、その後、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れを行ったため、外来対応医療機関の補助申請を行うことは可能か。 | 可能です。 | 追加 |

| No | 区分 | 事業名 | 質問 | 回答 | |
|----|------|----------|--|---|----|
| 21 | 補助対象 | ・重点医療機関 | 重点医療機関の補助対象機関は、令和5年4月1日～5月7日となっているが、申請は可能か。 | 5月7日までに納品をされているものがあれば、対象です。 | 追加 |
| 22 | 補助対象 | ・感染症検査機関 | 感染症検査機関の補助対象機関は、令和5年4月1日～5月7日となっているが、申請は可能か。 | 令和4年度中に県内の検査体制を十分に整えたため、令和5年度の募集は行いません。 | 追加 |
| 23 | 手続き | 共通 | “新型コロナウイルス感染症患者又は疑いを患者”を申請日までに、受け入れなかったため、申請しませんでした。締切日以降に“新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者”を受け入れをした場合、申請することは可能か。 | 可能ですが、事前に申請のご相談をお願いします。 | 追加 |